

○本契約により締結した有料放送・電気通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。(ひかり電話サービスは対象外)

■ 初期契約解除制度に関する事項

1. お客様が本書面を受領した日、もしくは各サービスの利用開始日（工事完了日）のどちらか遅い方の日から起算して8日を経過するまでは、書面にて各サービス契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます）を行うことができます。なお、解除の通知書面を発した時に、その効力が生じます。
初期契約解除の書面については本書面に表示する当社住所へ郵送して下さい。
2. この場合、お客様は、①その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求されることはありません。②ただし、本契約解除までの期間において提供を受けた各サービスの役務の料金（契約が有効であった日数によって日割り計算）、事務手数料及び既の実施された工事費は請求されます。（シェアドアクセス方式の場合、光コンセントの設置工事を含みます）。当該請求にかかる工事費用は、本書面に記載された金額となります。
③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く）をお客様に返還いたします。
3. 当社が、初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した不実告知後書面を受領した日から8日間を経過するまでは、お客様は初期契約解除を行うことができます。

《ご請求させていただく工事費・事務手数料について》

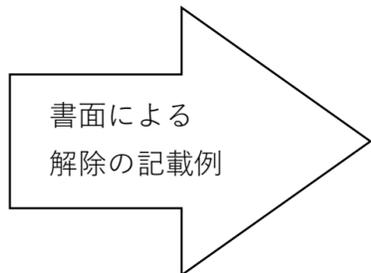
種別	項目	金額（税込）
対応集合	テレビチューナー 設置工事	11,000円
対応集合	インターネットモデム 設置工事	16,500円

■ 本件について書面送付いただく宛先

古河ケーブルテレビ株式会社
〒306-0235 茨城県古河市下辺見2450

■ 初期契約解除制度に関するお問合せ先

下記お問い合わせ先にご連絡ください。



	3	0	6	-	0	2	3	5
お 電 話 番 号	ご 契 約 者 名	ご 住 所	古 河 ケ ー ブ ル テ レ ビ 株 式 会 社	茨 城 県 古 河 市 下 辺 見 二 四 五 〇				

右記契約を解除いたします。

⑤	④	③	②	①	【	年	月	日
契 約 金 額	サ ー ビ ス 名	電 話 地 区 番 号	所 在 地	社 名	契 約 書 交 付 日			
〇 〇 〇 〇 円	イ ン タ ー ネ ッ ト （ 例 ）	0 2 8 0 3 2 7 4 7	古 河 市 下 辺 見 二 四 五 〇	古 河 ケ ー ブ ル テ レ ビ 株 式 会 社	〇 〇 〇 〇			

サービス・料金・請求に関するお問合せ

古河ケーブルテレビ株式会社

(受付時間 : 9:00~19:00/年中無休)
〒306-0235 茨城県古河市下辺見2450

メール info@koga-catv.jp
TEL 0280-32-4747